令和３年７月１日発行

教誨師連盟だより

No. 61

発行所
（公財）全国教誨師連盟
〒165-0026
東京都中野区新井 3-37-2
電話 03-3389-7411
FAX 03-3387-3460
E-mail:zenren@soleil.ocn.ne.jp

公益財団法人全国教誨師連盟理事会における挨拶

法務省矯正局長　大　橋　　哲

公益財団法人全国教誨師連盟理事会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方には、平素から矯正行政への深い御理解と御支援を賜り、まずは、この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

また、矯正施設における教誨活動のみならず、貴連盟の運営につきましても、役員として一方ならぬ御尽力をされておられますことに、心から敬意を表する次第です。

本年三月に開催された、犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の国際会議である京都コングレスにつきましては、我が国の矯正施設の取組を国際社会に理解していただく貴重な機会となりました。開催式において、貴連盟の大谷総裁に御臨席賜りましたことについても、改めて御礼申し上げます。

矯正施設においては、被収容者の改善更生・円滑な社会復帰を図る上で、これまで以上に民間協力者の方々との適切な役割分担、効果的な連携体制の構築が求められております。

そのような中、矯正の最も身近なパートナーである教誨師の皆様の豊富な経験、高い見識に基づく活動は、彼らの人生に大きな希望を与え、犯罪を繰り返さない決意を強固なものにする非常に重要な取組です。

今後とも引き続き、被収容者の改善更生、社会復帰に向け、お力添えを賜りますよう、お願いいたします。

本日の理事会におきましては、今年度の事業内容を含め、多くの重要課題が話し合われるとのことですが、その成果が今後の貴連盟の一層の発展に資するものとなりますよう願っております。

結びに当たり、皆様方の御健勝と御活躍並びに貴連盟のますますの御発展を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

令和三年五月一四日

✽連盟本部

◎「役員等改選」について

六月一六日の評議員会（みなし会議）において、辞任した理事一人の後任が選任されました。なお任期は残余期間である令和四年六月に開催される定時評議員会終結時までとなります。

辞任した理事

稲生　隆信（令和二年七月辞任）

新理事（名古屋管区）

岩峅　勝乗

◎「協賛寄附金」について

協賛寄附金は平成二九年度秋から本格的な募金活動をして、令和二年度は四年目となります。

表のとおり、令和二年度は令和元年度と比較して、総額は減収していますが、寄附件数は増加しており制度が定着してきていると思われます。令和元年度は前総裁様から三〇〇万円の寄附をいただきましたので、単純に令和元年の総額から三〇〇万円減額すると、令和二年は約六五万円の増額ということになります。

令和2年度		
管区連盟	件数	寄附金額
札　幌	47	420,000
仙　台	12	130,000
東　京	60	845,000
名古屋	99	1,543,000
大　阪	19	668,000
広　島	19	166,000
高　松	11	140,000
福　岡	17	165,000
本　部	0	0
合　計	284	4,077,000

この寄附金は七割を地方研修委託費として、二割を管区管理事務費として募金活動をした管区連盟へ予算配分します。

研修実施前の打合せ会議の旅費についても、ここに加えてもらって差し支えありませんので、予算執行よろしくお願いします。

◎「協賛寄附金勧募者に対する連絡」について

協賛寄附金募金を受付けた全国教誨連盟から寄附募金勧募者に対し、寄附者の氏名や金額等を報告していません。

先般、「勧募者（教誨師）から寄附していただいた方に直接お礼を述べたいと思っても誰が寄附していただいたか分からずできない状況にある。寄附募金を拡大して行くためには、勧募者が直接お礼述べる必要が有ると思う。」とのご意見をいただきました。

現在、事務局からは、名古屋管区教会師会に同管区の寄附状況を要請に応じてデータを送信していますが、今後は各管区に寄附状況をお知らせすることといたしました。また、勧募者に対してはＦＡＸで振込支払表のコピーを送信することを検討いたしましたが、誤送信の可能性を考慮し、寄附状況の問い合わせは、各管区事務局か直接メールで全連に問い合わせていただいた方にメールで返信することといたしました。

◎税額控除について

全国教誨師連盟は税額控除対象法人として認定されています。

税額控除対象法人は、寄附者の善意に応えるとともに、多くの人々に支持される組織であることを社会に示し、公益性のある組織であることの証明でもあります。

税額控除対象法人への寄附は、一定の制約がありますが、確定申告をすることにより寄附金額から二千円を控除した金額の四〇％の金額が所得税から控除（税金が戻される）されます。つまり、一万円を寄附した場合、三、二〇〇円の税額が戻りますので、実質六、八〇〇円を寄附したことと同じになります。五万円を寄附した場合、実質三〇、八〇〇円の寄附をしたことと同じになります。

これらのことを氏子・檀家・信者等の知人に説明し、寄附を募っていただきたく存じます。

◎中央研修会について

令和三年度の中央研修会は、新任教誨師を対象に令和三年一〇月二八日（木）から同一〇月三〇日（土）の三日間、実施場所は一日目法務省大会議（千代田区）、二・三日目神社本庁大会議室（渋谷区）で実施する予定でしたが、コロナ禍のため感染症拡大防止対策として、リモート研修等に変更する場合もございますのでご承知ください。

◎地方研修会について（令和三年六月現在）

新型コロナウイルスの影響による地方大会の状況は次のとおりです。

中止　札幌管区　仙台管区　東京管区

名古屋管区　広島管区　高松管区

福岡管区

実施予定　大阪管区

◎国内自主研修会について

本年度の教誨師国内自主研修会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、開催を中止します。

◎「矯正展」における広報活動について

矯正展等において教誨師の活動を広報するアイテムとして大判のタペストリー風ポスター、A4三つ折りのリーフレット、メモ帳を作成しています。タペストリー風ポスターは各管区事務局に置き、必要の都度貸し出すようにしてもらうことを考えています。電話をいただければ、リーフレットは全国教誨師連盟の事務局から直送し、メモ帳は制作を依頼した前橋刑務所から送料着払いで送ってもらいます。

広報活動に係る経費については、管区管理事務費を充てていただければ幸いです。

本年は新型コロナウイルスの蔓延により矯正展の中止も少なからずあるようですが、実施される場合は、是非広報活動に努めていただきたく存じます。

◎国連犯罪防止刑事司法会議（京都コングレス）について

令和二年四月の開催に向けて準備を進めていた第一四回の京都コングレスは、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受けて直前で開催延期となり、令和三年三月七日から同一二日までの六日間に変更し、京都国際会議場で開催されました。

同会議は五年に一度開催される犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の国際会議で、事務局は、国連薬物・犯罪事務所が務め、日本での開催は五〇年ぶりです。

コングレスでは、犯罪防止・刑事司法分野の専門家が、世界の犯罪防止・刑事司法分野の諸課題について議論しつつ、その知見を共有し、コミュニケーションを図ることで、様々な分野における国際協力を促進し、より安全な世界を目指して協働することを目的としています。

京都コングレス開会式には、大谷光淳総裁、中川文隆理事長・竹岡郁雄副理事長にご臨席いただき、その後、理事長・副理事長のご案内で総裁には展示場をご覧いただきました。全国教誨師連盟の計画としては、総裁に西本願寺でのレセプションを企画していただき、コングレス参加者の皆様に日本文化を紹介するとともに、一〇〇〇年以上前から行われてきた日本の宗教教誨の説明文を英語に翻訳するなど準備をしていました。しかし、大会日程の短縮や新型コロナウイルス感染症への対応からレセプションは断念せざるを得ない状況になってしまいました。五〇年前に開催された日本でのコングレスの際も、西本願寺でのレセプションは実施されており、今回も各国の大使館員や国連関係者・法務省職員との打合せや参観コースの下見も終了していたので、私達と同様にコングレス参加者の皆さまにとってもとても残念なことだったと思います。

右から
中川理事長・大谷総裁・竹岡副理事長

一方で、展示ブースにおいては計画通り、教誨紹介ＤＶＤの放映、教誨紹介パンフレット英語版の配布、教誨活動のパネル展示、仏教伝道協会等から寄附していただいた書籍やパンフレットの配布を行い、全国教誨師連盟は被収容者のために教誨活動を行い、各教宗派が力を合わせて運営している世界にも類を見ない組織であることを発信しました。

当初の予定では一三五カ国六千人の方々が来場されるとのことでしたが、感染症拡大防止対策としてリモート会議を併用したことで、一五カ国二千人程度の来場者になりました。

また、教誨師連盟のブースで読売新聞のインタビューを受け、読売新聞令和三年三月一〇日夕刊（関西版）に「教誨師　受刑者導く『どんな人生もやり直せる』京都コングレスで活動紹介」と題して大きく掲載されるなど、展示を行ったことで思わぬ広報活動を行うことができました。

最後になりましたが、開催にあたり事務手続きや展示場の設営や撤収等にご協力いただいた、法務省矯正局国際係の皆さま、西本願寺社会部の皆さま、全連ＤＶＤ制作委員会の皆さまに、この場

を借りて御礼申し上げます。

読売新聞　4版　8

教誨師 受刑者導く

「どんな人生もやり直せる」

京都コングレスで活動紹介

刑務所で受刑者と教え説く「教誨師」の団体が、京都市で開催中の第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コングレス）に、活動を紹介するブースを出展している。教誨師は欧米にもいるが、日本では様々な宗教が一つの団体で活動しているのが特徴で、「宗教の垣根を越えて更生に取り組む良さを発信したい」としている。（松崎遼）

教誨師　刑務所や拘置所などで受刑者や死刑囚らと面会し、希望者に宗教の教えに基づくアドバイスを行う宗教家。刑事収容施設法は、受刑者らが教誨師と対話できる機会を刑務所などが設けるよう求めている。

団体は公益財団法人「全国教誨師連盟」（東京）。同連盟によると、日本の教誨師は1872人で、真宗大谷派の僧侶が監獄で説教を行ったのが始まりという。連盟には1820人が所属。仏教系1191人、キリスト系252人、神道系216人などとなっている。

教誨師に詳しい龍谷大教授の石塚伸一・犯罪学研究センター長によると、欧米にも教誨師はいるが、連盟のように異なる宗教が集う団体は世界でも珍しいという。

同連盟の谷沢正次事務長（63）は「受刑者は様々な教えや導き、価値観と出会うことができる」と利点を強調する。12日まで開かれる国連犯罪防止刑事司法会議（京都コングレス）で、更生を支援する取り組みを紹介する。

京都コングレスでは、会場の国立京都国際会館内で、活動や功績を伝えている。谷沢事務長は「宗教の違いがあっても、誰もが受刑者の更生を第一に考えていることを知ってほしい」と話す。

京都コングレスの出展ブースで、教誨師の活動を紹介する谷沢事務長（右から3人目）＝京都の国立京都国際会館で

異色の経歴

連盟には異色の教誨師も所属している。千葉県柏市の牧師・鈴木啓之さん（63）は元暴力団組員だった。

大阪市出身で、高校入学後、遊ぶ金ほしさに恐喝を繰り返した。17歳で暴力団員となり、2度の服役も経験した。34歳の時、ばくちの借金で命を狙われ、逃げ隠れた東京・新宿の教会で牧師に出会い、神学校で学んだ。牧師になった後、教誨師の活動も始め、約15年前から月1回程度、府中刑務所（東京）で受刑者と面談する。自暴自棄になっている受刑者の話にじっと耳を傾け、自身の過去も隠さずに語る。「寄り添い、胸のつかえを吐き出させてあげることが大事」と言う。

これまで対話した受刑者らから数百通の手紙を受け取った。多くは更生を誓ったのち、感謝したりする内容だ。鈴木さんは「生きている限り、どんな人生もやり直せる」と話している。

連盟は会場で、鈴木さんの取り組みも紹介する。

読売新聞 令和3年3月10日 夕刊（関西版）掲載記事

◎リモート会議の報酬と日当について

厚生労働省は、感染症拡大感染防止対策としてはもちろんのこと、働き方改革としてテレワークの推進を図っていることから、オンラインでの会議（テレビ会議）やオンライン会議とリアル会議（通常の参加者が一同に介して実施する会議）を併用したハイブリッド会議も認めています。

そこで、当連盟においても今後はリアル会議・オンライン会議・ハイブリッド会議をその時の状況に応じて行いたいと考えていますが、評議員や役員に支給する報酬、委員に支給する日当について、令和三年五月一四日に神社本庁会議室をお借りして実施した第三三回理事会で下記の通りとすることといたしました。

記

1　評議員・役員のリアル会議出席者には、「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」に基づき支給するが、オンラインでの出席者については、定められた報酬を支給し、その他オンライン会議を行う上で生じた費用（電気代・通信費等）は支払わないこととした。

2　評議員・役員・会員及び職員等の連盟の用務に就くものに支給する日当については「会員等に支給する旅費に関する規程」に基づき日当を支給し、オンラインで用務にあった場合の費用（電気代・通信費等）は、日当（少額の諸雑費）に含まれていると解釈することとした。

3　オンライン出席者に対する報酬・日当の支給方法について

報酬・日当が発生するごとに振込を行うと事務手続きが煩雑になることから、概ね四半期毎にまとめ個人の口座に振り込むこととした。

◎感染症拡大防止対策中の施設での教誨活動について

緊急事態宣言等の発令中、或いは施設職員や被収容者が発症した場合等、コロナ禍のため活発な教誨活動を実施することができません。

教誨を求めている被収容者に対して何もできないということは、私達宗教家にとっては不本意であります。

そこで、最初にリモート教誨について検討しましたが、矯正施設内の被収容者の生活圏ではインターネットがつながらない施設が多いこと。インターネットを利用した場合は個人情報流失の恐れがあること等、現在の状況では法的・物理的制限をクリヤーできないことから、リモート教誨の実施は困難で有ることがわかりました。

次に、教誨は面前で行うことでその効果が大きいもので有ることは十分承知しておりますが、信書による教誨活動について検討しました。

信書による教誨（以下信書教誨という）について信書教誨を実施するにあたっての留意事項としては、

1　矯正施設における信書には、法で定められた規則があり、教誨活動だからといって特別な配慮はないこと（手続・回数・検閲）。例えば、信書の発受の際は職員の指示に従い、一般の信書と同じであることを理解し、手渡しなどはできず、郵送による発受信を行わなければならない等、教誨師が現行法令上の信書の規則について正しく理解しなければならないこと。

2　被収容者の個人情報を守らなければならないこと。

(1)　教誨師が受信した信書（被収容者が書いた信書）そのものを公開できないこと。

(2)　被収容者が受信した信書（教誨師が書いた信書）は他の被収容者が読む可能性があることを考え、被収容者の個人情報が漏れないように配慮して信書を書く必要があること。

3　教誨師自身の個人情報等を守らなければならないこと。

(1)　教誨師の住所が該当被収容者や他の被収容者には知られないようにする必要があること。出所後訪問され金品等の要求等を防ぐた

め。

(2) 金品の差し入れ、保証人、引受人、第三者への伝言、出所後の世話、矯正施設に対する苦情の申し入れ等の要求には絶対に応えてはならないこと。教誨に関する内容だけの信書でなければならないことから、前記要求に対する問答集を作成する必要性があること。

(3) 3の(1)のを担保するために、全連の住所でやり取りする可能性があること。

また、教誨師を守るためには、教誨師の承諾の元、全連で発受信信書のコピーをとることも考えなければならないこと。

4 施設教誨担当者の業務を増加させないこと。

(1) 教誨師担当職員を介して信書の発信を依頼することはできないこと。

(2) 被収容者のフルネームがわからない場合、教誨受講者○○様宛で発信することを矯正局と協議し許可を求めなければならないこと。

この問題点について、矯正局と協議したところ、宛先について「教誨受講者○○様宛」と記載した際の施設の許可否については、施設の実情に応じて異なることから、矯正局から統一した処理の仕方を指示することは難しく、施設教誨師会がそれぞれに各施設に申し入れてほしい旨の回答を得ました。

理事会では、施設が行う信書の検閲の段階で、教誨以外の信書内容だった場合にはその発受信を中止することはできないか等、矯正局とさらなる協議を行い、問題点を解決して行くこととしました。

✽令和二年度事業報告

一 教誨師研修会関係

1 第五五回教誨師中央研修会（研修会は中止、記録誌を発行予定）

開催日 令和二年一〇月八日～九日

場 所 東京都千代田区 法務省地下大会議室

参加予定人員 八〇名

2 第五六回札幌矯正管区教誨師研修大会（中止）

開催日 令和二年六月一六日～一七日

場 所 北海道函館市

参加予定人員 九〇名

3 第六二回仙台矯正管区教誨師研修山形大会（中止）

開催日 令和二年一〇月一五日～一六日

場 所 山形県山形市

参加予定人員 八〇名

4 第六三回東京矯正管区教誨師研修群馬大会（中止）

開催日 令和二年六月二三日～二四日

場 所 群馬県渋川市

参加予定人員 二九〇名

5 第六四回名古屋矯正管区教誨師研修大会（近代宗教教誨一五〇周年記念）（ＪＫＡ補助事業）（延期後実施）

開催日 令和二年一二月九日

場 所 愛知県名古屋市 ホテル名古屋ガーデンパレス

参加者 総数 七五名

教誨師六六名・全国教誨師連盟及びＤＶＤ制作委員会六名・矯正施設関係者三名

主 題 「安らぎの心を求めて」

副 題 「新型コロナウイルスを想定した～新しい生活様式～の実践に即した教誨・研修会等の在り方及び教誨啓発について」

目 的 明治五年（一八七二年）七月に鵜飼啓潭師が名古屋監獄において囚人教化の認可を受けたことにより始まった、近代宗教教誨が令和四年には一五〇周年を迎える。

その長い年月の間にはいくつかの感染症との闘いがあった。今日、新型コロナウイルス感染拡大のなか、先人達の熱き歩を感じつつ、今我々が出来る最善の活動を模索し、また、本年新たに全国教誨師連盟が取り組んだ被収容者向け「教誨活動紹介ＤＶＤ」の活用状況を検証し、更なる発展を願いこの研修大会を開催する。

全体討議

課題1 教誨活動紹介ＤＶＤ「心のやすらぎをもとめて」について

課題2 新しい生活様式に合わせた教誨、研修会等の開催方法について

講 師 教誨活動紹介ＤＶＤ「心のやすらぎをもとめて」監督（映像制作）

武蔵野美術大学非常勤講師）

大 田 晃 氏

成 果 本大会は大会テーマ「安らぎの心を求め

て」、サブテーマ「新型コロナウイルスを想定した～新しい生活様式～の実践に即した教誨・研修会等の在り方及び教誨啓発について」のもと、近代宗教教誨一五〇周年記念と位置付け、長い月日の中で、先人達が感染症と闘いながら教誨活動を続けて来たその熱き想いを感じ、我々が今出来る活動を模索し、二つの課題について、事前アンケートの結果を基に、全体討議を行った。

特にコロナ禍にて、十二分な防止策を講じたうえ、活発な討議がなされた。研修後のアンケート結果では、まず課題1について、大田晃氏の「対象となる被収容者のことを思い、制作に臨んだ」との言葉に、多くの参加者が感銘を受けた。「各自が先生の思いを共有し、施設に対しこのDVDを活発に利用されるように、働き掛けをしなければならない」との内容も多く見受けられた。

少年施設所属の教誨師からは、「少年院では教育を通して改善更生を図っているので、宗教を前面に健全な心の育成を図ることは難しい。しかし道徳の理念が不確定なものである以上、宗教が持っている理念、自己を見つめ、心と心を結ぶことの大切さを伝えることは出来る。このDVDは少年たちの気づきになるであろう」との意見が出された。

また、課題2については本研修会の感染防止対策を評価するとともに、この大会を手本とし、研修会等を計画する。教誨については自己管理を徹底し、施設の予防策以上に対策を整え、実施することが肝要であると、前向きな意見が多く出された。

感染の不安がある中、参加者は被収容者のことを思い、熱心に討議研鑽された研修会であった。

6 第六八回大阪矯正管区教誨師研修大会(中止)
開催日　令和二年一〇月二日
場　所　大阪府大阪市
参加予定人員　一三〇名

7 第四五回広島矯正管区教誨師研修大会(中止)
開催日　令和二年六月一八日～一九日
場　所　鳥取県鳥取市
参加予定人員　一〇〇名

8 令和二年度高松矯正管区教誨師研修会(中止)
開催日　令和二年七月二日
場　所　香川県高松市
参加予定人員　四五名

9 第三八回全国教誨師大会（第二二回福岡矯正管区教誨師研修会）（中止）
開催日　令和二年一一月一〇日～一一日
場　所　鹿児島県鹿児島市
参加予定人員　五〇〇名

10 第三回国内自主研修会（中止）
開催日　未定
場　所　未定
参加予定人員　二〇名

11 新任教誨師研修
開催日　各施設教誨師会において設定
場　所　各地
参加予定人員　八〇名

二　連絡調整関係

1 宗団代表者との連絡協議会(京都部会)(中止)
開催日　令和二年七月
場　所　京都府京都市　西本願寺会議室

2 宗団代表者との連絡協議会（東京部会）
開催日　令和二年九月二九日
場　所　東京都渋谷区　神社本庁会議室
出席者　総数　二七名
宗団代表者　一〇教宗団　一五名
全国教誨師連盟　一二名
議　事
ア　全国教誨師連盟報告事項
○令和元年度事業報告及び収支決算報告について
○令和二年度事業計画及び収支予算について
○周年大会の在り方及び近代教誨一五〇年について
○研修会のメインテーマについて
○京都コングレス二〇二〇について
○教誨紹介DVD「心のやすらぎをもとめて」について
○JKA（旧自転車振興会）からの補助について
○令和二年度宗団賛助金収納状況について
○その他
イ　協議題
○教宗団内における研修状況等について
○その他当面の諸問題について

3 第八回法務省矯正局との意見交換会（中止）

開催日　令和二年一二月一一日
場　所　東京都千代田区　法務省矯正局一四階会議室
出席予定者　法務省矯正局　一〇名
　　全国教誨師連盟　一一名
協議事項
・感染症拡大防止対策下における教誨活動について

三　顕彰関係
生存者叙勲　九名
藍綬褒章　一三名
全国教誨師連盟総裁表彰　一九名
法務大臣感謝状　二五名
日本宗教連盟理事長感謝状　一二名
全国教誨師連盟理事長感謝状　五四名
の方々が表彰されました。御芳名は別掲のとおりです。

四　各種刊行物等の発行
1　教誨師連盟だよりNo.五九・六〇号
令和二年七月及び令和三年一月に発行。
2　教誨あれこれ第六号
令和二年七月に発行。
3　京都コングレス用パンフレット
令和三年三月に発行。
4　「教誨」特別号
発行予定。

五　公益事業関係会議
○教誨師中央研修会関係
1　企画委員会
開催日　令和二年七月二七日
場　所　東京都中野区　矯正会館会議室
出席者　総数　一一名
議　事　「教誨」特別号の作成について
2　企画委員会
開催日　令和二年一〇月九日
場　所　東京都中野区　矯正会館会議室
出席者　総数　一〇名
議　事　「教誨」特別号の作成について
3　企画委員会
開催日　令和二年一〇月三〇日
場　所　東京都中野区　矯正会館会議室
出席者　総数　六名
議　事　「教誨」特別号の作成について
4　企画委員会
開催日　令和二年一一月一二日
場　所　東京都中野区　矯正会館会議室
出席者　総数　一〇名
議　事　「教誨」特別号の作成について
5　企画委員会
開催日　令和二年一一月二六日
場　所　東京都中野区　矯正会館会議室
出席者　総数　九名
議　事　「教誨」特別号の作成について
6　企画委員会
開催日　令和二年一二月一四日
場　所　東京都中野区　矯正会館会議室
出席者　総数　八名
議　事　「教誨」特別号の作成について

○DVD作成委員会関係
1　DVD作成委員会
開催日　令和二年七月八日
場　所　東京都中野区　矯正会館会議室
出席者　総数　一二名
議　事　次期教誨紹介映像について
2　DVD作成委員会
開催日　令和二年一〇月一三日
場　所　東京都中野区　矯正会館会議室
出席者　総数　九名
議　事　矯正施設に配布した教誨紹介映像「心のやすらぎをもとめて」視聴者（施設職員と被収容者）アンケート調査結果の分析
3　DVD作成委員会
開催日　令和三年三月五日・一二日
場　所　京都府京都市　国立京都国際会館
出席者　総数　五名（京都コングレス展示場作成及び撤収）

一般法人法施行規則第三四条第三項に規定する事業報告の内容を補足する重要な事項はありません。

✽令和二年度管理業務関係報告

一　会議関係
○主要会議
1　第三〇回理事会（常会）〈みなし会議〉
(1)理事会の承認・決議があったものとみなされた事項の内容

議　事
第一号議案　「令和元年度事業報告及び附属明細書の承認」関係
第二号議案　「令和元年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び附属明細書並びに財産目録の承認」関係
第三号議案　「評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件
理事会決議時、評議員会は通常会議を予定していたが、緊急事態宣言等の理由からみなし会議に変更した。
第四号議案　「定款の一部改正」の件
業務報告
①令和元年度募金結果について
②協賛寄附金について
③ＪＫＡからの助成金について
④ＤＶＤ作成の状況について
(2)承認・決議事項の提案をした理由
昨年度の事業報告・決算報告・評議員会の日時及び場所並びに目的である事項・内閣府からの指摘事項である定款の一部変更の、承認・決議及び昨年度の業務報告を行うため。
(3)理事会の決議があったとみなされた日
令和二年五月一二日
(4)議事録の作成に関わる職務を行った理事
理事長　舎奈田　経　夫
副理事長　中　川　文　隆
副理事長　竹　岡　郁　雄
監　事　髙　岡　精　司
(5)決議に加わることのできる理事総数　一六名
令和二年四月一三日、理事長舎奈田経夫が理事及び監事に対して、上記理事会の決議の目的である事項についての提案を行い、当該提案につき、理事全員からの書面による同意の意思表示を得たこと、及び監事全員の異議がなかったことから、定款第四五条の規程に基づき、当該決議事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

2　第一〇回評議員会（常会）〈みなし会議〉
(1)理事会の承認・決議があったものとみなされた事項の内容
議　事
第一号議案　「令和元年度事業報告及び附属明細書の承認」関係
第二号議案　「令和元年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び附属明細書並びに財産目録の承認」関係
第三号議案　「定款の一部改正」の件
第四号議案　「評議員・理事・監事の選任」の件
業務報告
①令和元年度募金結果について
②協賛寄附金について
③ＪＫＡからの助成金について
④ＤＶＤ作成の状況について
(2)承認・決議事項の提案をした理由
昨年度の事業報告及び決算、内閣府からの指摘事項である定款の一部変更の承認・決議、任期満了に伴う理事・評議員・監事の選任・解任及び業務報告を行うため。
(3)評議員会の決議があったとみなされた日
令和二年六月八日
(4)議事録の作成に関わる職務を行った理事
理事長　舎奈田　経　夫
副理事長　中　川　文　隆
副理事長　竹　岡　郁　雄
監　事　髙　岡　精　司
(5)決議に加わることのできる評議員総数　三〇名
令和二年五月一八日、理事長舎奈田経夫が理事及び監事に対して、上記評議員会の決議の目的である事項についての提案を行い、当該提案につき、評議員全員からの書面による同意の意思表示を得たこと、及び監事全員の異議がなかったことから、定款第四五条の規程に基づき、当該決議事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

3　第三一回理事会（臨時会）
日　時　令和二年六月二三日
場　所　東京都港区　仏教伝道センター七階会議室「見」
出席者　総数　二〇名
出席理事一二名・欠席理事四名
監事二名・前理事長一名・参与二名・事務局三名
議　事
第一号議案　「理事長及び副理事長の選定」の件
第二号議案　「第五五回中央研修会の開催」の件
第三号議案　「第三八回全国教誨師大会の開催」の件
第四号議案　「表彰規程に定めのない理事

長表彰を行うことについて」の件
報告事項（業務執行報告を含む）
理事長の業務執行に係る職務を代行する順序の指名
①副理事長の業務分担の指定
②地方研修委託費の使用について
③評議員・理事の研修会について

4 第三二回理事会（常会）〈みなし会議〉
(1)理事会の承認・決議があったものとみなされた事項の内容
議事
第一号議案「令和三年度事業計画及び正味財産増減予算書」について
(2)承認・決議事項の提案をした理由
来年度の事業計画・予算執行計画の、承認決議を行うため。
(3)理事会の決議があったとみなされた日
令和三年三月一五日
(4)議事録の作成に関わる職務を行った理事
理事長　中川文隆
副理事長　竹岡郁雄
副理事長　髙岡精司
(5)決議に加わることのできる理事総数　一五名
令和三年二月二五日、理事長が理事の全員に対して理事会の決議の目的である事項について上記の内容の提案書を発し、当該提案につき、令和三年三月一二日までに理事の全員から書面又はＦＡＸにより同意の意思表示を得たので、定款第四五条に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

5 第一回役員研修会議
日時　令和二年九月九日
場所　東京都渋谷区　神社本庁大会議室
出席者　一八名
内容「評議員・理事・監事（役員等）の役割と責任」
講師　公益財団法人公益法人協会
専門委員　矢口英一氏
その他　意見交換会

6 第二回役員研修会議
日時　令和二年一〇月二一日
場所　東京都渋谷区　神社本庁大会議室
出席者　一四名
内容「評議員・理事・監事（役員等）の役割と責任」
講師　公益財団法人公益法人協会
専門委員　矢口英一氏
その他　意見交換会

○その他の会議

1 監事会
日時　令和二年四月二二日
場所　東京都中野区　矯正会館会議室
出席者　総数　四名
髙岡監事・舎奈田理事長
中川副理事長・竹岡副理事長
議事　令和元年度収支決算及び業務の監査

2 総裁への業務報告（中止）

3 顧問会議（中止）

4 管区連盟事務局長会議（中止）

5 正・副理事長会議
令和二年五月一二日～令和三年三月一五日
一〇回開催

6 広報委員会
(1)第三三回
日時　令和二年七月八日
場所　東京都中野区　矯正会館会議室
出席者　総数　九名
議事　教誨あれこれ第六号の最終チェック
(2)第三四回
日時　令和二年一〇月一五日
場所　東京都中野区　矯正会館会議室
出席者　総数　六名
議事　教誨あれこれ第七号について
(3)第三五回
日時　令和二年一一月二五日
場所　東京都中野区　矯正会館会議室
出席者　総数　六名
議事　教誨あれこれ第七号について
(4)第三六回
日時　令和三年一月一九日
場所　東京都昭島市　矯正研修所
出席者　総数　四名
議事　教誨あれこれ第七号に掲載する写真撮影

二　各種行事等への出席等

1 令和二年一〇月二八日　中川理事長が矯正研修所で高等科研修生に対し教誨活動に関する講義をリモートで行った。

2 令和二年一二月九日　名古屋管区大会に中川理事長、竹岡副理事長、髙岡副理事長、谷澤

事務長、佐藤主事が参加した。

3　令和三年三月六日　大谷総裁、中川理事長、竹岡副理事長が京都コングレス開会式に参加した。

4　令和三年三月三日から同一二日までの間、京都コングレス会場での展示を実施した。

三　内閣府関係

1　令和二年六月三〇日　内閣府に「事業報告等に係る提出書」を提出した。

2　令和二年九月一四日　内閣府から事業報告等に係る「修正可能書類通知書」を受領した。

3　令和二年一〇月一四日　内閣府に事業報告等に係る「修正提出書」を提出した。

4　令和三年三月二六日　内閣府に令和四年度分の「事業計画書等に係る提出書」を提出した。

✽令和二年度受賞者御芳名

※生存者叙勲（九名）

楠原　純孝　浄土真宗本願寺派　名古屋刑務所
石川　宣　真宗大谷派　愛知少年院
後藤　法龍　浄土真宗本願寺派　熊本刑務所
田中　英康　日蓮宗　佐賀少年刑務所
名幸　俊海　高野山真言宗　沖縄刑務所
田尻　和光　臨済宗妙心寺派　笠松刑務所
北畠　顯信　真宗大谷派　大阪刑務所
田所　賢二　日本バプテスト同盟　松本少年刑務所
伊奈　祐諦　真宗大谷派　岡崎医療刑務所

※藍綬褒章（一三名）

山口　顯振　日蓮宗　秋田刑務所
鈴木　超淳　浄土宗　岡崎医療刑務所
副野　均　神社本庁　名古屋刑務所
額田　浩　日本基督教団　岡山刑務所
吉田　正裕　真言宗御室派　広島刑務所
越智　憲明　浄土真宗本願寺派　松山刑務所
土屋　栄巌　真言宗豊山派　松山刑務所
難波　光裕　浄土真宗本願寺派　福岡刑務所
中本　信弘　天理教　府中刑務所
藤田　薫　カトリック　川越少年刑務所
芥川　龍美　浄土真宗本願寺派　大阪刑務所
矢野　吉久　カトリック　大阪拘置所
松本　光弘　シオン宣教団　松江刑務所
矢野　吉久　カトリック　大阪拘置所
松本　光弘　シオン宣教団　松江刑務所
久保　博巳　真宗大谷派　高松刑務所
楠　法泉　浄土真宗本願寺派　麓刑務所
名幸　俊海　高野山真言宗　沖縄刑務所

※全国教誨師連盟総裁表彰（一九名）

打本　厚史　浄土真宗本願寺派　旭川刑務所
伊藤　忠義　天理教　帯広刑務所・帯広少年院
木村　良磨　浄土真宗本願寺派　札幌刑務所
中野　重孝　曹洞宗　福島刑務所
松岡　啓順　浄土宗　福島刑務所
藤田　薫　カトリック　川越少年刑務所
南荘　宏　浄土真宗本願寺派　静岡刑務所
亀井　俊哉　真宗大谷派　岐阜刑務所
長田　康志　日本基督教団　名古屋刑務所
日岡　幾朗　神社本庁　神戸刑務所
芥川　龍美　浄土真宗本願寺派　大阪刑務所
髙木　歓恒　西山浄土宗　和歌山刑務所
後藤　正敏　天理教　神戸拘置所
根来　英純　浄土真宗本願寺派　和泉学園
浅野　玄航　天台宗　千葉刑務所
渡部　栄常　曹洞宗　府中刑務所
徳田　隆二　日本基督教団　甲府刑務所
横山　博一　臨済宗妙心寺派　静岡刑務所
小宮　一雄　真言宗智山派　多摩少年院
冨田　芳慈　天理教　福井刑務所
岩水　龍峰　曹洞宗　岐阜刑務所
稲垣　友宏　日蓮宗　瀬戸少年院
大久保　洋　天理教　滋賀刑務所
坂下　雅裕　浄土宗　大阪刑務所・大阪拘置所
堀江　正行　日蓮正宗　神戸刑務所
山上　光俊　浄土宗　松江刑務所
漆間　宣隆　浄土宗　岡山刑務所
日下　正実　浄土真宗本願寺派　広島刑務所
長岡　裕之　浄土真宗本願寺派　美祢社会復帰促進センター
北嶋眞二郎　天理教　高松刑務所
田坂　隆興　日蓮宗　松山刑務所

※法務大臣感謝状（二五名）

山形　浩之　プロテスタント　釧路刑務支所
荒木　力弥　神社本庁　函館少年刑務所
吉田　俊英　曹洞宗　宮城刑務所
丹治　宥勝　神社本庁　福島刑務所・福島刑務支所

石神　慶正　浄土真宗本願寺派　鹿児島刑務所
善國　乗憲　臨済宗妙心寺派　沖縄刑務所
副島　正幸　浄土宗　佐賀少年刑務所
松下　正信　浄土真宗本願寺派　筑紫少女苑

※日本宗教連盟理事長感謝状（一二名）

内山　智洋　日蓮宗　帯広刑務所
岡　摂也　ウェスレアン・ホーリネス教団　山形刑務所
三ツ井久良蔵　天理教　秋田刑務所
松濤　孝佳　浄土宗　栃木刑務所
横田　満朗　日本基督教団　喜連川社会復帰促進センター
華埜井　究　真宗大谷派　瀬戸少年院
松島　法城　浄土真宗本願寺派　加古川刑務所
橋本　信之　浄土宗　広島刑務所
村上　明道　臨済宗妙心寺派　岡山刑務所
藤田　公道　真言宗東寺派　松山刑務所
中村　陽志　プロテスタント　熊本刑務所
林　雅信　金光教　沖縄刑務所

※全国教誨師連盟理事長感謝状（五四名）

全国教誨師連盟の役員等での功績

井澤　隆徳（仙台管区）
中野　重孝（仙台管区）
増田　廣神（東京管区）
大中　明英（東京管区）
喜代多證顕（東京管区）
舎奈田経夫（東京管区）
橋爪　良眞（東京管区）
須田　孝英（東京管区）
伊東　靖順（東京管区）
小林　明雄（東京管区）
岩水　龍峰（名古屋管区）
治田　義行（大阪管区）
寳來　正彦（大阪管区）
山上　光俊（広島管区）
奥村　宏道（広島管区）
田中　英康（福岡管区）
吉谷　大憲（福岡管区）
佐々木鴻文（福岡管区）

都道府県教誨師会長として八年以上従事

星川　佳信（名古屋管区・三重県）

教誨師として二〇年以上従事

福冨　覺成（鹿児島刑務所）
東　盛曉（鹿児島刑務所）
鮫島　則雄（北九州医療刑務所・小倉拘置支所）
今田　忠彰（府中刑務所）
今村　照美（横浜刑務所）
大硲　道臣（大阪刑務所）
中澤　昭司（前橋刑務所・赤城少年院・榛名女子学園）
小岩井　健（有明高原寮）
飯塚　重（水戸刑務所）
佐藤　毅正（前橋刑務所・赤城少年院・榛名女子学園）
森川　幸雄（愛知少年院）
池田　正顕（鳥取刑務所）

近代宗教教誨一五〇周年記念表彰三〇年以上従事

高野　顯信（美保学園）
小松原幹夫（美保学園）
松原　弘欣（富山刑務所）
川越　恒豊（富山刑務所）
橋本　德倫（富山刑務所）
廣瀬　哲久（富山刑務所）
今井　泰通（富山刑務所）
池田　祐成（富山刑務所）
公文名　眞（富山刑務所）
冨　祐彬（金沢刑務所）
松本　昌丈（金沢刑務所）
延村　茂憲（金沢刑務所）
藤田　智賢（福井刑務所）
多田　文樹（福井刑務所）
林　精應（福井刑務所）
森　惠司（福井刑務所）
兼松　一二（笠松刑務所）
伊奈　祐諦（岡崎医療刑務所）
楠原　純孝（名古屋刑務所）
華埜井　究（瀬戸少年院）
大窪　順子（瀬戸少年院）
石川　宣（愛知少年院）
市川　信行（三重刑務所）

✽令和二年度物故者御芳名

謹んで哀悼の意を表します。

伊藤　滋　真宗大谷派　静岡刑務所
張堂　完俊　天台宗　府中刑務所
丸岡　了信　浄土真宗本願寺派　姫路少年刑務所
髙橋　哲　浄土真宗本願寺派　広島拘置所
本川　英暁　浄土真宗本願寺派　神戸拘置所
中村　潤一　日蓮宗
北九州医療刑務所・小倉拘置支所
横田　満朗　日本基督教団
喜連川社会復帰促進センター
新田　格浄　真宗大谷派　甲府刑務所
石田　啓真　高野山真言宗
島根あさひ社会復帰促進センター
米田　宣雄　日蓮宗　松江刑務所
市野　不盡　浄土真宗本願寺派
島根あさひ社会復帰促進センター
市川　信行　臨済宗妙心寺派　三重刑務所
吉光　宏昭　浄土真宗本願寺派　大阪拘置所
森川　幸雄　曹洞宗　愛知少年院
曽我　祐賢　真宗大谷派
静岡刑務所・駿府学園

全国教誨師連盟に報告のあった一五名の方について掲載しました。

✽令和二年度寄附者御芳名

○協賛寄附金（敬称略）

多額のご寄附をいただきまして誠にありがとうございました。

●北海道
▽五万円　酒井和子　▽三万円　大道光肇　▽二万円　小西征夫　▽一万円　専証寺　北秀継　油井清量　永祥寺　遠山冨美子　城戸正博　釋英義　藤井克行　本行寺　五十嵐誼　スズキアリーナ小樽　▽五千円　油井祥隆　柏葉房子　▽匿名　三一名（二〇万円）

●青森県
▽三万円　常現寺　▽一万円　長谷部達徳

●岩手県
▽一万円　米澤利次　▽匿名　三名（三万円）

●秋田県
▽五千円　佐藤紀巳夫　中村松夫

●山形県
▽一万円　井澤隆明　張﨑正裕　岸實瑩

●福島県
▽一万円　本光寺

●茨城県
▽三万円　大洗磯前神社　▽二万円　宍戸將　▽一万円　樋崎正悟　倉持登一郎　▽匿名　七名（九万五千円）

●栃木県
▽一万円　宗教法人長清寺　日光二荒山神社　▽匿名二名（一万五千円）

●群馬県
▽二万円　志田洋遠　▽一万円　株式会社柳田石材店　群馬県神社庁　古川隆司　▽五千円　長尾悦治　▽匿名一名（一万円）

●埼玉県
▽三万円　谷澤茂男　▽二万円　粂原恒久　仁平昭順　▽一万円　喜多濃太香　小寺秀仁　▽五千円　嵩海史

●千葉県
▽一万円　寺田信彦　▽匿名一名（一万円）

●東京都
▽一〇万円　舎奈田経夫　▽五万円　中川文隆　竹岡郁雄　▽三万円　髙岡精司　▽一万円　中尾学　津守範学　戸田俊太郎　宮坂信次　小宮一雄　竹岡郁芳　▽五千円　塚田悦子　▽匿名八名（九万円）

●神奈川県
▽匿名　二名（二万円）

●新潟県
▽匿名　三名（二万五千円）

●山梨県
▽匿名　一名（五千円）

●長野県
▽匿名　一名（五千円）

●静岡県
▽匿名　四名（二万五千円）

●富山県
▽二万円　立正佼成会富山教会　▽五千円　立正佼成会富山教会　川越恒豊

●石川県
▽匿名　二名（一万五千円）

●福井県
▽一万円　立正佼成会金沢教会

●岐阜県
▽一万円　冨田芳慈

●愛知県
▽一万円　龍門寺　▽五千円　河合了信　部田哲雄　▽匿名　二名（一万円）
▽一〇万円　石川宣　▽六万円　伊奈祐諦　▽四万円　天理教愛知教務支庁
▽三万円　豊橋別院　安祥山大乗寺
▽二万円　大智院奉賛会　伊藤友謙　寶珠院　法信公照　伊藤孝道　佐治博英　舘眞知子　小川雅代　▽一万円　愛知県神社庁豊橋支部　杉浦宣弘　天理教幅下大教会　藤江雅之　杉本忠司　尾前嘉章　山岸由加子　松本謙吾　長松寺　明音寺・日下伸　天理教大名分教会　小野正信　槙英心　伊奈恵祐　伊奈悦子　石原唯和　▽五千円　家田鐵彦　▽匿名　五〇名（八一万三千円）

●三重県
▽一万円　三重県神社庁　▽五千円　打田義明　田中勝博　▽匿名　三名

（二万円）
●京都府
▽二万円　勝田良樹
●大阪府
▽五二万円　安田規浩　▽五千円　工藤和也　▽匿名　四名（二万八千円）
●兵庫県
▽二万円　井上真佑　▽一万円　平岡五城　▽匿名　七名（五万円）
●和歌山県　▽匿名　二名（一万五千円）
●鳥取県
▽匿名　三名（二万五千円）
●島根県
▽匿名　一名（一万円）
●岡山県
▽三千円　發知隆法　▽匿名　三名（二万三千円）
●広島県
▽三万円　山根眞三　▽一万円　豊田尚臣　株式会社三村松　▽匿名　六名（四万五千円）
●山口県
▽匿名　二名（一万円）
●徳島県
▽一万円　大塚教行　▽匿名　一名（一万円）
●香川県
▽一万円　浄土宗南海教区　北嶋眞二郎　▽匿名　一名（一万円）
●愛媛県
▽五千円　越智瑞啓　▽匿名　一名（一万円）
●高知県
▽五万円　今村義男　▽一万円　乾仏具店知寄町店　▽匿名　二名（一万五千円）
●福岡県
▽二万円　原田円城　▽一万円　安永宏史　行正自然　▽五千円　浅野直人
▽匿名　二名（二万円）
▽匿名　一名（二万円）
●佐賀県
▽匿名　二名（一万五千円）
●長崎県
▽匿名　二名（一万五千円）
●熊本県
▽匿名　一名（五千円）
●大分県
●宮崎県　▽一万円　上行寺　工藤海要　▽匿名　一名（一万円）
●鹿児島県　▽一万円　吉野キリストの教会　▽五千円　ウォルター・マクセイ

（令和二年四月一日から令和三年三月末日までの分です。）

○企業団体関係

公益財団法人 矯正協会　様　金壱百三拾九萬円也
石油連盟　様　金壱拾五萬円也
一般社団法人 日本建設業連合会　様　金壱拾萬円也
一般社団法人 全国銀行協会　様　金八萬円也
一般社団法人 全国地方銀行協会　様　金五萬円也
日本鉱業協会　様　金五萬円也
日本証券業協会　様　金五萬円也
一般社団法人 日本信託協会　様　金弐萬円也
一般社団法人 日本貿易振興会　様　金壱拾九萬円也
三菱商事 株式会社　様　金壱萬円也
岩谷産業 株式会社　様　金壱萬円也
住友商事 株式会社　様　金壱萬円也
丸紅 株式会社　様　金壱萬円也
長瀬産業 株式会社　様　金壱萬円也
双日 株式会社　様　金壱萬円也
ＪＦＥ商事 株式会社　様　金壱萬円也
稲畑産業 株式会社　様　金壱萬円也
伊藤忠商事 株式会社　様　金壱萬円也
興和 株式会社　様　金壱萬円也
阪和興業 株式会社　様　金壱萬円也
兼松 株式会社　様　金壱萬円也
三井物産 株式会社　様　金壱萬円也
日鉄物産 株式会社　様　金壱萬円也
豊田通商 株式会社　様　金壱萬円也
株式会社 日立ハイテクノロジーズ　様　金壱萬円也
ＣＢＣ株式会社　様　金壱萬円也
蝶理 株式会社　様　金弐萬円也
一般社団法人 電機工業会　様　金五萬円也
パナソニック 株式会社　様　金五萬円也
日本製薬団体連合会　様　金五萬円也
第一三共 株式会社　様　金五萬円也
東京商工会議所　様　金四拾九萬円也
本田技研工業 株式会社　様　金参萬円也
東急 株式会社　様　金参萬円也
鹿島建設 株式会社　様　金参萬円也
旭化成 株式会社　様　金五萬円也
株式会社 三井住友銀行　様　金五萬円也
大崎電気工業 株式会社　様　金五萬円也
株式会社 伊藤園　様　金五萬円也
株式会社 千疋屋総本店　様　金五萬円也
ダイヤル・サービス 株式会社　様　金五萬円也
一般財団法人 凸版印刷三幸会　様　金壱拾萬円也
東京しごと財団　様　ノートパソコン三台

貸借対照表

令和３年３月３１日現在　（単位：円）

科　　目	当年度	前年度	増　減
Ⅰ　資産の部			
１．流動資産			
現金預金	23,282,790	15,493,974	7,788,816
前払金	0	392,462	-392,462
流動資産合計	23,282,790	15,886,436	7,396,354
２．固定資産			
⑴基本財産			
国債	115,047,390	115,180,083	-132,693
定期預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	118,047,390	118,180,083	-132,693
⑵特定資産			
退職給付引当資産	1,448,000	998,000	450,000
公益事業積立資産	1,000,000	500,000	500,000
特定資産合計	2,448,000	1,498,000	950,000
⑶その他固定資産			
什器備品	1	1	0
その他固定資産合計	1	1	0
固定資産合計	120,495,391	119,678,084	817,307
資産合計	143,778,181	135,564,520	8,213,661
Ⅱ　負債の部			
１．流動負債			
未払金	68,596	68,425	171
預り金	69,065	107,206	-38,141
流動負債合計	137,661	175,631	-37,970
２．固定負債			
退職給付引当金	1,448,000	998,000	450,000
固定負債合計	1,448,000	998,000	450,000
負債合計	1,585,661	1,173,631	412,030
Ⅲ　正味財産の部			
１．指定正味財産			
寄附金	114,250,192	114,381,572	-131,380
指定正味財産合計	114,250,192	114,381,572	-131,380
（うち基本財産への充当額）	(114,250,192)	(114,381,572)	-(131,380)
（うち特定資産への充当額）	(0)	(0)	(0)
２．一般正味財産			
一般正味財産合計	27,942,328	20,009,317	7,933,011
（うち基本財産への充当額）	(3,797,198)	(3,798,511)	-(1,313)
（うち特定資産への充当額）	(1,000,000)	(500,000)	(500,000)
正味財産合計	142,192,520	134,390,889	7,801,631
負債及び正味財産合計	143,778,181	135,564,520	8,213,661

財 産 目 録

令和３年３月３１日現在　（単位：円）

賃借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金　額
（流動資産）				
	現金	手元保管	運転資金として	388,332
	預金	普通預金	運転資金として	20,256,474
		ゆうちょ銀行 新井支店		5,042,906
		三菱ＵＦＪ銀行 中野駅南口支店		9,498,644
		三井住友銀行 中野支店		2,053,956
		三菱ＵＦＪ信託銀行 中野支店		2,103,240
		西武信用金庫 中野北口支店		1,557,728
		みずほ銀行 中野北口支店		0
	郵便振替	ゆうちょ銀行 新井支店	運転資金として	2,637,984
流動資産合計				23,282,790
（固定資産）				
基本財産	投資有価証券	第 45 回変動利付国債（15 年）		10,096,603
		第 47 回変動利付国債（15 年）		6,896,741
		第 44 回変動利付国債（15 年）		23,017,752
		第 44 回変動利付国債（15 年）		10,008,734
		第 47 回変動利付国債（15 年）		10,017,507
		第 41 回変動利付国債（15 年）		5,003,180
		第 315 回利付国債（10 年）		50,006,873
	定期預金	三井住友銀行中野支店		3,000,000
特定資産	定額預金	中野新井郵便局	退職金引当金として	353,000
		西武信用金庫	積み立てている。	1,056,000
		現金（預入前のもの）		39,000
	預金	西武信用金庫 中野北口支店	創立 75 周年事業費用として積立	1,000,000
その他固定資産	什器備品	カードプリンタ	教誨師委嘱業務用	1
固定資産合計				120,495,391
資産合計				143,778,181
（流動負債）				
	未払金	社会保険庁に対する未払金	雇用者負担分社会保険料	68,596
	預り金	社会保険庁に対する支払い分	本人負担分社会保険料	53,777
		税務署に対する支払い分	源泉徴収所得税	8,288
		地方自治体に対する支払い分	特別徴収住民税	7,000
流動負債合計				137,661
（固定負債）				
	退職給付引当金	従業員に対するもの	従業員２名に対する退職金の支払いに備えたもの	1,448,000
固定負債合計				1,448,000
負債合計				1,585,661
正味財産				142,192,520

令和２年度正味財産増減計算書内訳表

令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで（単位：円）

科　　目	公益目的事業会計	法人会計	合　計
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
１．経常増減の部			
⑴経常収益			
①基本財産運用益	359,392	239,595	598,987
基本財産受取利息	359,392	239,595	598,987
②特定資産運用益	4,196	2,797	6,993
特定資産受取利息	4,196	2,797	6,993
③受取入会金	852,000	568,000	1,420,000
受取入会金	852,000	568,000	1,420,000
④受取会費	10,993,200	7,328,800	18,322,000
経常分担金	10,993,200	7,328,800	18,322,000
⑤受取補助金等	799,821	0	799,821
ＪＫＡ	499,821	0	499,821
共同募金会	300,000	0	300,000
⑥受取寄附金	10,948,900	5,693,100	16,642,000
矯正協会	1,390,000	0	1,390,000
仏教伝道協会	0	0	0
企業関係	750,000	500,000	1,250,000
宗団関係	5,955,000	3,970,000	9,925,000
協賛寄付金	2,853,900	1,223,100	4,077,000
地方連盟関係	0	0	0
⑦雑収益	52,500	454,136	506,636
中央研修会参加費収入	0	0	0
普通預金利息	0	136	136
バッジ・マニュアル売上	2,500	0	2,500
懇親会等会費	0	0	0
国内自主研修会費	0	0	0
雑収入	50,000	454,000	504,000
経常収益計	**24,010,009**	**14,286,428**	**38,296,437**
⑵経常費用			
①事業費	19,294,272	0	19,294,272
給料手当	4,945,164		4,945,164
退職給付費用	270,000		270,000
法定福利費	610,969		610,969
役員報酬	13,814		13,814
地方研修委託費	9,821,143		9,821,143
新任教誨師研修費	590,000		590,000
旅費交通費	514,900		514,900
通信運搬費	838,606		838,606
消耗什器備品費	0		0
減価償却費	0		0
消耗品費	26,125		26,125
印刷製本費	973,522		973,522
役務費	58,477		58,477
会議費	32,999		32,999
顕彰費	227,465		227,465
慶弔儀礼費	120,000		120,000

科　　目	公益目的事業会計	法人会計	合　計
賃借料	0		0
諸謝金	55,105		55,105
租税公課	0		0
支払手数料	10,083		10,083
事務費	0		0
雑費	185,900		185,900
②管理費	0	11,069,154	11,069,154
給料手当		3,296,776	3,296,776
退職給付費用		180,000	180,000
法定福利費		407,313	407,313
役員報酬		224,955	224,955
管区管理事務費		661,400	661,400
旅費交通費		2,218,304	2,218,304
通信運搬費		368,954	368,954
消耗什器備品費		355,335	355,335
減価償却費		0	0
消耗品費		353,917	353,917
印刷製本費		1,147,207	1,147,207
役務費		0	0
会議費		68,533	68,533
慶弔儀礼費		49,134	49,134
賃借料		271,184	271,184
諸謝金		209,000	209,000
租税公課		6,050	6,050
顧問報酬		1,078,000	1,078,000
支払手数料		90,023	90,023
諸会費		3,500	3,500
事務費		79,569	79,569
雑費		0	0
経常費用計	**19,294,272**	**11,069,154**	**30,363,426**
当期経常増減額	**4,715,737**	**3,217,274**	**7,933,011**
２．経常外増減の部			
⑴経常外収益			
経常外収益計	**0**	**0**	**0**
⑵経常外費用			
経常外費用計	**0**	**0**	**0**
当期経常外増減額	**0**	**0**	**0**
当期一般正味財産増減額	**4,715,737**	**3,217,274**	**7,933,011**
一般正味財産期首残高	**-24,335,201**	**44,344,518**	**20,009,317**
一般正味財産期末残高	**-19,619,464**	**47,561,792**	**27,942,328**
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	275,433	183,622	459,055
一般正味財産への振替額	354,261	236,174	590,435
一般正味財産への振替額計	**354,261**	**236,174**	**590,435**
当期指定正味財産増減額	**-78,828**	**-52,552**	**-131,380**
指定正味財産期首残高	**68,628,943**	**45,752,629**	**114,381,572**
指定正味財産期末残高	**68,550,115**	**45,700,077**	**114,250,192**
Ⅲ　正味財産期末残高	**48,930,651**	**93,261,869**	**142,192,520**

✽令和三年度事業計画

一　教誨師研修事業

教誨師及び教誨師になろうとする宗教家を対象とし、教誨活動を充実発展させるために教誨師として必要な幅広い知識の蓄積と教誨技術の習得、向上を図るため、全ての教誨師等が均しく研修会に参加できるよう中央研修会を行うとともに各矯正管区教誨師連盟（任意団体）に委託して毎年開催県を変えながら全国八カ所の地方において能力開発のための研修を行う。

また、教誨師研修会に参加できなかった教誨師等に対しても同様の知識等の吸収を可能ならしめるため、教誨師中央研修会の状況を記録した機関紙「教誨」及び地方研修会を含めた記録を電子化した研修会記録ＣＤを毎年一回、当連盟の活動状況及び主な教宗団における教誨師の研修状況等を記載した機関紙「教誨師連盟だより」を年二回発行し、全ての教誨師、矯正施設、並びに多くの教宗団、その他に無料で頒布する。

1　第五五回教誨師中央研修会
　日　程　令和三年一〇月二八日（木）～三〇日（土）
　場　所　東京都千代田区
　参加予定人員　八〇名

2　第五七回札幌矯正管区教誨師研修大会
　日　程　令和三年五月二七日（木）～二八日（金）
　場　所　北海道旭川市
　参加予定人員　八〇名

3　第六二回仙台矯正管区教誨師研修山形大会
　日　程　令和三年一〇月二一日（木）～二二日（金）
　場　所　山形県山形市
　参加予定人員　七二名

4　第六四回東京矯正管区教誨師研修静岡大会
　日　程　令和三年六月二日（水）～三日（木）
　場　所　静岡県静岡市
　参加予定人員　一二〇名

5　第六五回名古屋矯正管区教誨師研修大会
　日　程　令和三年六月二四日（木）～二五日（金）
　場　所　富山県富山市
　参加予定人員　八〇名

6　第六八回大阪矯正管区教誨師研修大会
　日　程　令和三年一一月一七日（水）
　場　所　奈良県奈良市
　参加予定人員　一二〇名

7　第二九回広島矯正管区教誨師研修会
　日　程　令和三年六月二四日（木）
　場　所　岡山県岡山市
　参加予定人員　一〇〇名

8　令和三年度高松矯正管区教誨師研修会
　日　程　令和三年七月六日（火）～七日（水）
　場　所　愛媛県松山市
　参加予定人員　五〇名

9　第四四回福岡矯正管区教誨師研修宮崎大会
　日　程　令和三年一一月一〇日（水）～一一日（木）
　場　所　宮崎県宮崎市
　参加予定人員　一〇〇名

10　第三回国内自主研修会
　日　程　未定
　場　所　未定
　参加予定人員　二〇名

11　新任教誨師研修
　日　程　各施設教誨師会において設定
　場　所　各地
　参加予定人員　八〇名

予算額

中央研修会	
費用総額	二、五六五、〇〇〇円
参加費等収入	七〇〇、〇〇〇円
補助金等収入	四〇〇、〇〇〇円
地方研修会（八カ所）	
費用総額	三〇、〇〇〇、〇〇〇円
補助金等収入	九、六〇〇、〇〇〇円
国内自主研修	
費用総額	一、一五〇、〇〇〇円
参加費等収入	一、〇〇〇、〇〇〇円
新任教誨師研修	
費用総額	一、二五〇、〇〇〇円
「教誨」誌	
費用総額	一、四七〇、〇〇〇円
研修会記録ＣＤ	
費用総額	五九〇、〇〇〇円
「教誨師連盟だより」	
費用総額	一、〇〇〇、〇〇〇円

二　教誨師顕彰等事業

長年多数回にわたり教誨活動に従事している教誨師を顕彰し、当人はもとより他の教誨師に

も励みとなり、更に教誨活動に精励するよう鼓舞するとともに、矯正施設においてボランティアとしての教誨活動は、被収容者等の改善更生への一助となっていることを広く社会に発信する事業である。本年度は第五五回中央研修会の教誨事業功労者表彰式典において顕彰する。

費用総額　一、三〇〇、〇〇〇円

三　教誨活動等に関する情報収集等事業

より有意義な研修を計画し、また教誨師としてより有為な宗教家を推薦してもらうため、教誨師研修や教誨師選任に関して、教宗団代表者から情報を得、また関連事項の調整、並びに教誨活動の活発化等のための提言事業。

教宗団の本部が集中している京都と東京で、情報交換等の協議会を行う。

教宗団代表者会議

費用総額　七九〇、〇〇〇円

法務省矯正局との意見交換会

費用総額　二六〇、〇〇〇円

四　教誨師選任事業

憲法の規定により国自体の宗教活動が禁止されていることから、教誨活動を行う教誨師を選ぶために、国は自ら宗教家と接触することができない。

国に代わり、全国の矯正施設が必要とする教誨師を選任するため関係する宗教団体と協議して有能な宗教家を推薦してもらい、あるいは教誨師を希望する宗教家に対してその資格を審査し、適切な矯正施設へ紹介する事業。ちなみに現在約一、八〇〇名の教誨師を擁し、その所属する教宗団は一〇〇を超えている。また、毎年一〇〇名近くの宗教家を新たに教誨師として委嘱している。

教誨師の選任が公正に行われていることを証するため、矯正施設別の所属教誨師名を記載した教誨師名簿を二年に一回発行し、全ての教誨師、矯正施設、並びに多くの教宗団、その他に無料で頒布している。

教誨師選任

費用総額　八〇、〇〇〇円

「全国教誨師会員名簿」

費用総額　一、五〇〇、〇〇〇円

五　教誨活動充実発展のための事業

教誨活動は被収容者に対する宗教的アプローチにより人間性の回復が図られ、それが改善更生に繋がるものである。しかし宗教家が行う教誨活動は教誨師から個々の被収容者に対して直接働きかけることはできないので、教誨師にとっては、ひたすら被収容者から希望が出されることを待つのみである。

そこで、教誨活動の充実発展支援策の一つとして、被収容者に対して教誨活動を周知する必要から教誨活動紹介ＤＶＤ「心のやすらぎをもとめて」を作成し、全国の矯正施設に無料配布し、入所時指導や刑執行開始時の指導、日々の連絡事項の一部として活用してもらえるようした。

被収容者には矯正施設に入ったとき、施設側から教誨に関する簡単な説明を受けてはいるが、日々の生活に関する多くの細かな事柄をおぼえなければならない時に、教誨に関する説明がどの程度理解されるか、はなはだ心もとなかったが、教誨に関する説明が配布したＤＶＤで行われるようになってきた。

地域限定だが、視聴した被収容者からアンケート調査を行ったところ、被収容者の教誨に対する理解が深まっていることが分かり、多くの被収容者に教誨が理解され、自ら教誨を受けようという気持ちになることを期待している。

この効果について、継続的に検証を行うとともに、更によりＤＶＤ等の作成につなげるとともに、面会者等一般の方に教誨活動を理解していただけるＤＶＤを作成する。

教誨受講啓発ＤＶＤ作成

費用総額　二三〇、〇〇〇円

全共通経費　七四七、〇〇〇円

全事業に要する費用額合計　四二、九三二、〇〇〇円

○借入れによる資金調達及び設備投資の予定はない。

※この事業計画は三月五日開催の理事会（みなし会議）において決議されたものであり、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、多くが中止となっている。

令和３年度正味財産増減予算書

令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで　（単位：円）

科　　目	公益目的事業会計	法人会計	令和３年度予算（A）	令和２年度予算（B）	増減（A）－（B）
Ⅰ　一般正味財産増減の部					
１．経常増減の部					
⑴経常収益					
基本財産運用益	360,000	240,000	600,000	600,000	0
基本財産受取利息	360,000	240,000	600,000	600,000	0
受取入会金	960,000	640,000	1,600,000	1,600,000	0
受取入会金	960,000	640,000	1,600,000	1,600,000	0
受取会費	11,100,000	7,400,000	18,500,000	19,000,000	-500,000
受取会費	11,100,000	7,400,000	18,500,000	19,000,000	-500,000
受取補助金等	10,300,000	0	10,300,000	10,300,000	0
受取民間補助金	10,300,000	0	10,300,000	10,300,000	0
JKA	10,000,000		10,000,000	10,000,000	0
東京都共同募金	300,000		300,000	300,000	0
受取寄附金	21,100,000	6,000,000	27,100,000	27,700,000	-600,000
受取寄附金	21,100,000	6,000,000	27,100,000	27,700,000	-600,000
矯正協会	480,000	320,000	800,000	1,100,000	-300,000
仏教伝道協会	1,500,000	0	1,500,000	1,500,000	0
企業関係	720,000	480,000	1,200,000	1,200,000	0
宗団関係	6,000,000	4,000,000	10,000,000	10,300,000	-300,000
協賛寄附金	2,800,000	1,200,000	4,000,000	4,000,000	0
地方連盟関係	9,600,000	0	9,600,000	9,600,000	0
雑収益	2,130,000	360,000	2,490,000	2,490,000	0
雑収入	2,130,000	360,000	2,490,000	2,490,000	0
中央研修会参加費収入	700,000		700,000	700,000	0
普通預金利息		20,000	20,000	20,000	0
バッジ・マニュアル売上	20,000		20,000	20,000	0
懇親会等会費	360,000	340,000	700,000	700,000	0
その他	50,000		50,000	50,000	0
国内自主研修参加費収入	1,000,000		1,000,000	1,000,000	0
経常収益計	**45,950,000**	**14,640,000**	**60,590,000**	**61,690,000**	**-1,100,000**
⑵経常費用					
事業費	48,408,400		48,408,400	48,683,400	-275,000
給料手当	4,640,400		4,640,400	4,940,400	-300,000
退職給付費用	290,000		290,000	270,000	20,000
法定福利費	534,000		534,000	534,000	0
福利厚生費	12,000		12,000	12,000	0
地方研修委託費	30,000,000		30,000,000	30,000,000	0
新任教誨師研修費	1,250,000		1,250,000	1,250,000	0
役員報酬	100,000		100,000	100,000	0
旅費交通費	4,100,000		4,100,000	5,000,000	-900,000
通信運搬費	935,000		935,000	935,000	0
消耗什器備品費	110,000		110,000	110,000	0
減価償却費	0		0	0	0
消耗品費	100,000		100,000	100,000	0
印刷製本費	3,605,000		3,605,000	2,500,000	1,105,000
役務費	350,000		350,000	350,000	0
会議費	1,000,000		1,000,000	1,200,000	-200,000
顕彰費	300,000		300,000	300,000	0
慶弔儀礼費	175,000		175,000	175,000	0
賃借料	200,000		200,000	200,000	0
諸謝金	500,000		500,000	500,000	0
租税公課	2,000		2,000	2,000	0
顧問報酬			0	0	0
支払手数料	15,000		15,000	15,000	0

科　　目	公益目的事業会計	法人会計	令和３年度予算（A）	令和２年度予算（B）	増減（A）－（B）
諸会費	0		0	0	0
事務費	80,000		80,000	80,000	0
雑費	110,000		110,000	110,000	0
管理費		12,182,600	12,182,600	13,037,600	-855,000
給料手当		3,093,600	3,093,600	3,293,600	-200,000
退職給付費用		190,000	190,000	180,000	10,000
法定福利費		356,000	356,000	356,000	0
福利厚生費		8,000	8,000	8,000	0
管区管理事務費		600,000	600,000	600,000	0
役員報酬		400,000	400,000	400,000	0
旅費交通費		3,105,000	3,105,000	3,600,000	-495,000
通信運搬費		380,000	380,000	380,000	0
消耗什器備品費		80,000	80,000	80,000	0
減価償却費		0	0	0	0
消耗品費		50,000	50,000	50,000	0
印刷製本費		1,250,000	1,250,000	1,250,000	0
役務費		150,000	150,000	150,000	0
会議費		1,000,000	1,000,000	1,170,000	-170,000
慶弔儀礼費		150,000	150,000	150,000	0
賃借料		100,000	100,000	100,000	0
諸謝金			0	0	0
租税公課		2,000	2,000	2,000	0
顧問報酬		1,078,000	1,078,000	1,078,000	0
支払手数料		70,000	70,000	70,000	0
諸会費		30,000	30,000	30,000	0
事務費		60,000	60,000	60,000	0
雑費		30,000	30,000	30,000	0
経常費用計	**48,408,400**	**12,182,600**	**60,591,000**	**61,721,000**	**-1,130,000**
評価損益等調整前当期経常増減額	-2,458,400	2,457,400	-1,000	-31,000	30,000
基本財産評価損益等			0		0
特定資産評価損益等			0		0
投資有価証券評価損益等			0		0
評価損益等計	0	0	0	0	0
当期経常増減額	-2,458,400	2,457,400	-1,000	-31,000	30,000
２．経常外増減の部			0		0
⑴経常外収益			0		0
中科目別記載			0		0
経常外収益計	0	0	0	0	0
⑵経常外費用			0		0
中科目別記載			0		0
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
他会計振替額			0		0
当期一般正味財産増減額	-2,458,400	2,457,400	-1,000	-31,000	30,000
一般正味財産期首残高	-26,408,601	46,386,918	19,978,317	20,009,317	-31,000
一般正味財産期末残高	-28,867,001	48,844,318	19,977,317	19,978,317	-1,000
Ⅱ　指定正味財産増減の部			0		0
債券償却額	-78,828	-52,552	-131,380	-131,380	0
当期指定正味財産増減額	-78,828	-52,552	-131,380	-131,380	0
指定正味財産期首残高	68,550,115	45,700,077	114,250,192	114,381,572	-131,380
指定正味財産期末残高	68,471,287	45,647,525	114,118,812	114,250,192	-131,380
Ⅲ　正味財産期末残高	39,604,286	94,491,843	134,096,129	134,228,509	-132,380

（注）令和２年度予算の期首残高は、令和元年度正味財産増減計算書の期末残高とした。
　令和３年度予算の期首残高は、令和元年度正味財産増減計算書の期末残高に令和２年度正味財産増減予算書当期の正味財産増減額を加減した額とした。

✽教誨師紹介映像ＤＶＤ「心のやすらぎをもとめて」（ナレーション）

全国教誨師連盟が、矯正施設の刑開始時指導や入院時教育で使用していただきたいと願い作成し、全矯正施設に送付した教誨師紹介映像ＤＶＤ「心のやすらぎをもとめて」少年施設用ナレーションを紹介します。（刑事施設用では集合教誨の紹介をしていますが、その他ほぼ同じ内容です。）

このＤＶＤについては、法務省矯正局から各施設にその利用を勧める文書を発出していただいておりますので、ご承知ください。

1　皆さんは、お正月に初日の出を見に行ったり、初詣に行ったことはありませんか。清々しさや大きな力を感じなかったでしょうか。

その気持ちは、私たちだけではなく、昔から、多くの人たちが感じてきた事です。これからの人生を、どう生きるか。その生き方を教えてくれるのが宗教です。

2　「教誨」という言葉を、みなさんはご存知でしょうか。「教誨」とは「教え、さとす」という意味です。すなわち、人としての生き方や考え方を自身に問い、宗教者と共に見つめ直すことなのです

3　教誨を行うボランティアの宗教者を「教誨師」と言います。仏教・神道・キリスト教など、様々な宗教の教誨師が、矯正施設に訪問し、それぞれの教義に基づいて教誨を行っています。

4　個人教誨では、親族や先祖、被害者に対する供養や弔いのほか、様々な悩みに対して宗教的な観点からの助言が行われます。個人教誨は、場所にも配慮して行われますので、プライパシーは守られます。

5（とある少年の手記より）

僕の父は今年二月に、胃ガンという病気でこの世を去りました。僕はその日を、少年院という社会から隔離された場所で迎えることになってしまいました。

父の病状は知っていて、覚悟はしていたものの、父に対して本当にすまないという気持ちと、少年院に入るようなことをしてしまった自分自身への情けなさで、胸が張りさけそうになってしまいました。そんな僕に対して少年院の先生方が配慮してくださり、個人教誨を受けられるように手配してくださいました。僕の個人教誨には地元のお寺の教誨師の先生が来てくださって、僕と僕の父のためにお経を読んでくださいました。読経はもちろん、先祖のお墓や仏様に手を合わせて祈ったりしたことはなかった僕ですが、かつて祖父母や父母が皆こうして手を合わせていた事を思い出しました。

「君のお父さんは死んで火葬され、目に見えない存在になってしまったけれど、君の心の中で生き続け、ずっと君の側で見守ってくれている。これからは、目に見える付き合い方ではなく、心で通じ合う付き合い方をしていくんだよ。」

このお話は僕の心にしっかりと焼きつきました。

僕が父から教わったことや、学んだことは今の自分の中で生き続けています。

そして僕が大人になり親となった時に、僕の子供に語り継いでいけば、それはずっと生き続けます。

個人教誨を行っていただいたことで、父の死をどのように受け止めなければならないか、またどのように生きていかなければならないのか、きちんと整理ができたと思います。

6　もし自分の宗教・宗派がわからなくても、個人教誨を受ける事に遠慮はいりません。自分の中に「何か」溜まっているものがあるのでしたら、それを外に出す事は非常に大切な事なのです。まずは話してみましょう。

7　では、実際に教誨を受けるには、どのようにしたら良いのでしょうか。個人教誨は宗教行事と異なり、自分から希望を出す必要があります。個人教誨の希望がある場合、または個人教誨に興味や関心がある場合は担当の職員に相談してください。詳しい手続きに関しては職員が説明してくれます。

8　私たちが行っている教誨は、いろいろな宗教者が行うため、一般的には「宗教教誨」と呼びます。宗教を信仰している、という自覚がない人もいると思いますが、実は生活の一部であり、

自己の生き方を振り返り、新しい自分と出会うきっかけにもなります。

また、宗教は文化にもとても深く根付いており、普段は意識していなくとも、その行動自体が宗教に基づいているということが、非常に多くあるのです。宗教は生き方そのもの、難しく考えることは有りません。

9　「困ったときの神頼み」と、よく言われます。それは、人間が本質的に「心のやすらぎ」を求めていることに他ならないのです。教誨を受け、自分自身を見つめ直す事により、物事の見方や、考え方が変わります。私たちは、あなたの不安や悩みに寄り添います。

教誨師はあなたを待っています。

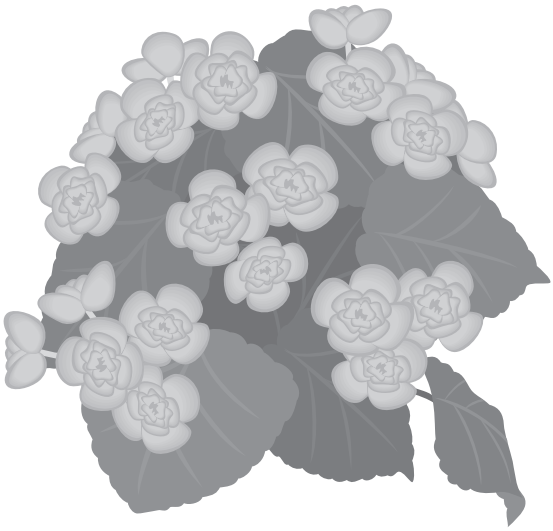

✽公益財団法人ＪＫＡの公益資金補助事業

一　令和二年度の競輪公益資金（ＪＫＡ）による補助金対象は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、研修会を開催したのは名古屋矯正管区教誨師研修大会のみとなりました。名古屋矯正管区教誨師連盟事務局には、次のとおり送金しました。

総　額　　四一七、七八一円（名古屋）

二　令和三年度の競輪公益資金（ＪＫＡ）による補助事業総額を二三、六〇四、〇〇〇円とし、その半額相当の一一、八〇二、〇〇〇円を申請しました。本年四月一日付けで補助金総額一一、八〇二、〇〇〇円の内定通知書の伝達がありました。これは前年と同様に要求した補助事業総額の半額相当の補助金額となりました。

しかし、昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響から、本年度開催予定されていた各矯正管区教誨師連盟の研修会の多くが中止となりましたので、ＪＫＡからの補助金はありません。参考までに令和三年度の補助金内定金額（予定額）について、左記のとおりお知らせいたします（補助金額には、旅費と会場費が含まれています。）。

札幌管区　一、四七一、九〇〇円（旭　川）
仙台管区　一、一三三、〇〇〇円（山　形）
東京管区　三、八三五、六〇〇円（静　岡）
名古屋管区　一、六二五、〇〇〇円（富　山）
広島管区　七五〇、〇〇〇円（岡　山）
高松管区　六三七、〇〇〇円（愛　媛）
福岡管区　二、〇八五、五〇〇円（宮　崎）
中　央　二六四、〇〇〇円
総　額　一一、八〇二、〇〇〇円

三　令和四年度ＪＫＡ補助事業を計画するあたり、ＪＫＡ補助事業審査・評価委員会からの主な意見として「次年度以降も継続して要望する場合、実施会場をどのように選定しているのか理由を記載してください。」と附されていましたのでご留意ねがいます（研修会場を選定する際には、研修実施会場の選定方法と会場借上料について検討を行い、できるだけ倹約に努めるようにお願いします。）。

四　令和四年度のＪＫＡに提出する補助金要望書について、各管区連盟を通して関係書類を提出してください。

五　令和三年度・四年度の研修会の統一テーマは「新しい時代と共に」です。ご承知おきください。

競輪公益資金による補助事業完了のお知らせ

この度二〇二〇（令和二）年度競輪公益資金の補助金を受けて、左記の事業を完了いたしました。

記

1　事業名
二〇二〇（令和二）年度地域社会の安全・安心に資する活動補助事業（教誨師研修会の開催）
2　事業の内容
教誨師管区研修会（名古屋矯正管区）
3　補助金額　四一七、七八一円
4　完了年月日　令和三年二月四日

あとがき

◆「教誨師連盟だより」第六一号をお届けいたします。

◆昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、教誨活動が十分にできていない状況ですが、教誨師の皆様方におかれましては、新型コロナウイルス感染症に負けずに、ご健康で毎日お過ごしくださるようにお祈りいたしております。

（事務局　佐藤）